

「鳥獣被害防止対策補助金」に関する留意事項

・令和2年度にイノシシ等の鳥獣被害があったほ場（田・畑）を中心とした団地や、その周辺で、将来被害の恐れのある団地。

※団地とは→2筆以上の農地がまとまっていること

・受益者（農地所有者等）や耕作者が3戸以上あること

・地域集落（集落・営農組合等）として協働で取り組めること

・対象農地で収穫された作物を出荷していること（家庭菜園は事業対象外）
ただし、効率の良い（集落を囲む等の）設置方法は協議いたします。

※場合によっては出荷伝票の提出を求める場合があります

・事業着手後、実施状況報告（設置年度は0年度とし、8年間、計9年間）を提出いただきます。（設置に関する写真、作業日誌、被害の有無等の提出など）

・事業内容について、ヒアリングを実施する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

侵入防止対策や捕獲対策単独では、効果が弱いため、生息環境管理（刈払いによる緩衝帯の設置や放任果樹の除去）を加えた、三者の総合的な取組みが重要です。

取組集落においては、正確な設置管理方法の徹底や情報共有をはじめ、積極的な狩猟免許取得（わな猟免許の取得）とイノシシ用捕獲檻の設置・管理もお願いします。

また生ごみや放任果樹といったえさとなるものの撤去や住処となる竹林、藪等の刈払いについても実施をお願いします。